

審議会等の会議結果報告

1 会議名	平成29年度第2回津市通学区域審議会
2 開催日時	平成30年2月1日(木) 午後7時から午後7時45分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎 4階庁議室
4 出席した者の氏名	(津市通学区域審議会委員) 生川介彦、岩鶴密雄、大田武士、沖中隆男、小林一彦、坂下正信、高沼多恵子、中山利世子、蓮尾直美、森崇、山下尊仁、吉川清久、和田吉雄 (事務局) 教育長 倉田幸則 学校教育・人権教育担当理事 森昌彦 教育推進担当参事(兼)学校教育課長 田中寛 学校教育課学務担当主幹 松井誠 学校教育課主査 野口裕介 学校教育課主事補 田中想乃
5 内容	部活動を事由とする指定校変更について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	津市教育委員会事務局学校教育課学務担当 電話番号 059-229-3245 E-mail 229-3245@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

事務局

定刻になりましたので、ただ今から、平成29年度第2回通学区域審議会を開催させていただきます。

この津市通学区域審議会は、津市情報公開条例第23条の規定に基づき、「公開」とし、一般の方の傍聴席を設けるとともに、会議の結果につきましては、発言者の氏名も含め、公開することとなりますので、委員の皆様には、どうぞご了承ください。なお、ホームページに掲載する会議録作成の都合上、本会議の内容は記録させていただきますことをあわせて御了承ください。

ここで、本日の資料の確認をさせていただきます。事項書と7ページからなる部活動を事由とする指定校変更について(案)となります。確認していただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは事項書1番、教育長挨拶、倉田教育長が挨拶をいたします。

教育長

失礼いたします。お寒い中、お忙しい中、本年度2回目の審議会にお集まりいただきありがとうございます。前回9月19日に今年度第1回目の通学区域審議会を開催させていただき、部活動を事由とする指定校変更ということで、一つの案を示させていただき、御

意見をいただきました。その後、前回の御意見を参考に、改善、何か示せないのか、研究してまいりまして、一点このような考えはどのようなかということ、詳しく御説明させていただきたいと思えます。今から担当から申し上げます説明を聞いていただき、また御意見をいただいて、今後の通学区域の設定に生かしていければと考えておりますので、本日どうぞよろしく申し上げます。

事務局

それでは、会議の成立について確認させていただきます。本多委員及び鈴木委員は公務のため欠席となっておりますが、この会議の結果、会議録を持って御意見を頂戴したいと思っております。本日、委員15名中13名の委員に御出席いただいております。条例第6条第2項の規定に基づき、委員の過半数が御出席いただいておりますので、審議会として成立しておりますことを報告いたします。

それでは、事項に移りたいと思えますが、前回の審議会で継続審議となっている「部活動を事由とする指定校変更について」の協議に移りたいと思えます。それでは、これからは、議事進行を蓮尾会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

蓮尾会長

それではよろしく申し上げます。お手元の資料にあります協議事項の部活動を事由とする指定校変更についてということで、前回に引き続き継続審議をしていただきます。皆様よろしく申し上げます。まず、事務局の方から提案について説明をお願いします。

事務局

では、協議事項の「部活動を事由とする指定校変更について」御説明を申し上げます。

資料「部活動を事由とする指定校変更について(案)」の1ページを御覧ください。

この議題につきましては、前回、昨年9月の審議会において諮問させていただいたところで、前回の提案は、部活動を事由に指定校変更できる基準として、津市スポーツ奨励賞を表彰されたものということでありました。その諮問に対し、各委員の皆様からは、様々な意見を頂戴したところであり、第1回審議会での主な意見として、資料中に記載させてもらったとおり、学校の存続に関わるのではないかという御意見や、全国大会優勝や3位という基準では、少しハードルが高いのではないかという御意見をいただきました。

そこで、今回の提案としまして、津市における現状を捉えた上で、国の通学区域の弾力的運用を考慮し、部活動を事由とする指定校変更の一定の基準として、第1回審議会提案の奨励賞に加え、平成25年5月に作成された三重県競技力向上基本方針で位置づけられている「チームみえジュニア」の指定を受けているものを提案します。この「チームみえジュニア」とは、三重県として、トップアスリートを目指すための意識の醸成と競技種目の枠を超えた「チームみえ」としての仲間づくりを目的として、競技力向上を目指し、ジュニア選手の育成及び強化を図るため、将来活躍が期待できるジュニア選手(小学5年生から中学3年生)に対して「チームみえジュニア」として、三重県競技力向上対策本部長(三重県知事)が指定証を交付するものであります。

「チームみえジュニア」の目的としましては、県の三重県競技力向上対策基本方針として、中長期的な視点に立った競技力向上を進める中で、平成33年開催の「三重とこわか国体」に向けたジュニア選手及び少年選手の発掘・育成・強化を目指し、また、大会終了後においても安定した競技力の確保が目的となっております。

「チームみえジュニア」としての指定証交付対象者は、県内の競技団体（体育協会の傘下に属する競技団体）からの推薦を受け、全国大会等で活躍が期待できる選手等が指定されております。

「チームみえジュニア」の選手のレベルは、県上位レベルで全国大会に行けるレベルの選手であります。

また、「チームみえジュニア」の指定証交付者数は、平成29年度において三重県内707名の小中学生が指定されており、津市内の小中学生の数は、小学生57名、中学生68名の計125名となっております。

なお、小学生57名中、中学校に部活動がある競技として指定を受けているのは資料中にある競技で、人数は28名となっております。

資料3ページを御覧ください。5項目については、指定校変更を行う際の確認事項等となっております。適用時期は、平成30年4月以降に学校に受け入れる児童生徒を対象としたいと考えております。

以上、津市の現状を捉えた上での、国の通学区域の弾力的運用を考慮し、現在の特別な事由として許可を行おうとするものです。御審議の程、よろしく申し上げます。

蓮尾会長

はい、それでは、御提案と御説明がございましたので、皆様の方から御質問御意見をいただきたいと思っております。

教育長

補足をさせていただきます。先ほど担当の方からチームみえジュニアの仕組みを簡単に御説明させていただきましたが、ポイントになると思われるのは、その人数ですが、2ページを御覧いただくと小学生が指定を受けているのは、57名と、中学校に部活動がある競技で指定を受けているのが28名で、実際にこの制度を適用するとなると28名になります。ということは、前回、小規模校の存続に関わることは課題であるという御意見をいただいたと思っております。なおかつ、先ほど担当も申し上げましたとおり、津市スポーツ奨励賞は、全国優勝なので、ハードルが高すぎるとの御意見をいただきました。その折衷案ということで、県上位レベルで全国大会にいけるレベルと、人数が小学6年生で28名ということですので、この人数であれば、小規模の存続ということには関わらずに、なおかつ、前回より多くの子どもたち及び保護者の御要望に応えるという意味で、今回提案させていただいていることを御理解いただいた上で、お話を進めていただきたいと思っております。

事務局

補足をさせていただきます。3ページを御覧ください。指定校変更の許可条件の各確認事項について御説明します。

1点目、校区の指定中学校に、入部の意思がある部活動がないこ

とが基本条件になります。2点目、チームみえジュニアの指定証の提示及び写しの提出を求めます。3点目、本人及び保護者と面談を行い、これが審査に当たりますが、指定校変更後の学校で当該部活動に所属する申立書の提出を求めます。また、原則、申請した部活動を退部した場合は指定校へ転校することを条件とします。4点目、中学校への入学、転校に認めるものとします。5点目、変更可能な学校は自宅から一番近い学校とし、事前に通学ルート及び方法を面談時に確認を行います。また、通学については、保護者の責任のもとに行うものとします。失礼しました。以上です。

蓮尾会長
和田委員

それでは、いかがでしょうか。よろしくお願ひします。

チームみえジュニアの指定選手ということで、一つのチームとして指定を受けるということはあるのでしょうか。例えば、バレーボールのチームが、チームみえジュニアを団体として受けるということはあるのでしょうか。

事務局

チームみえジュニアのことにつきましては、三重県スポーツ推進局の方にも訪問し研究したところではありますが、個人として指定を受けるものです。

蓮尾会長

私の方から質問よろしいでしょうか。チームみえジュニアという名前の由来は、資料4ページの実施方針で1番に目的で、2番に対象がありますが、県内競技団体から推薦を受け、全国大会等で活躍が期待できるジュニア選手、これは、今、個人ということでありましたが、その指導者、保護者とするということは、その個人についていく指導者、保護者に推薦があるということでチームということでしょうか。

事務局

よろしいでしょうか。今回の三重県競技力向上対策基本方針には、5つの取組の柱として、1つ目、ジュニア選手及び少年選手の発掘・育成・強化、2つ目、成年選手の育成・強化、3つ目、指導者の養成・確保、4つ目、環境整備、5つ目、しくみづくりがありまして、みえというチームとして競技力向上を目的としているものであり、指導者及び保護者にも指定証は交付されるものと思ひます。

教育長

チームみえというのは、野球のチームという意味ではなく、競技種目の枠を超えた「みえ」というチーム、三重県を一つのチーム、例えば「チーム学校」という言葉があつたり、「チーム津市」とか、三重県全体として競技力を高めていくという意味で、チームみえとなっているものです。

岩鶴委員

許可基準条件の3番ではありますが、原則、申請した部活動を退部した場合は、指定校へ転校することを条件とするとありますが、原則とはどういうことなのでしょう。例えば、怪我をして部活動を続けられない場合でも指定校に戻される、そういうことですよね。何年間という、そういう括りもなく、戻されるか戻されないかという判断基準は、誰が、どのタイミングでされるのでしょうか。

蓮尾会長

はい、3ページの基準についての、3番目の括弧書きの、原則というところの、誰が決めるのかについての説明についてお願ひしま

す。

田中参事 我々も、この部分について悩んだところではありますが、まずこれは、指定校変更許可基準等の区分12に当たりまして、資料5ページ中の、その他特別の事由により指定校の変更が必要であると教育委員会が認めるときという、この区分12で適用を考えております。よって、その判断をするところと申しますと、教育委員会ということになります。怪我をした場合とか、それから何年か経過してからの場合はどうするのかというところで、これは基本的には部活動に入部するために、指定校変更を行うことですから、基本としましては、その事由がなくなった場合は戻ることが原則であるということが、一つの考えであります。ただし、ここに原則という言葉を書いたのは、一生懸命、本人は頑張っていたのに怪我をしてしまった、そして競技が続けられなくなった、ただ部活動を止めなくても所属することはできますが、その辺の判断、あるいは本人が何年間か経過した中で起こった場合、それぞれ、ケースバイケースで判断は変わってくるのかと思われまので、その時々で、一つずつ、子どものために一番何が良いのかということを中心に最終的には判断をしていかなければならないと考えています。ただし、最初から部活動を辞めてもその学校にいていいというのは、指定校変更許可の基準からは外れてしまうこととなりますので、あらかじめ、指定校変更時には、原則ごとは理解していただくということで、御説明は必要になると考えております。

蓮尾会長 他にございませんでしょうか。

生川委員 よろしいでしょうか。指導者が転勤ということはないのでしょうか。優秀な指導者がいる学校へ入れる訳でしょ。指導者が転勤した場合はどうするのですか。

田中参事 これは優秀な指導者がいるところに入る制度ではなく、3ページを御覧いただけるでしょうか。これは、本来、自分が指定されていく学校に、入部に意思がある部活動がない場合、一番近い学校の部活動がある学校に変更できるという制度でありますので、そこに優秀な指導者がいるかないかは、入部してみないとわからない、指導者を選んで行くものではありません。5番のところに書いてありますように、変更可能な学校は自宅から一番近い学校ということになります。

生川委員 強くならないですよ。優秀な指導者がいて、その指導の下に強くなることは分かりますが、指導者がいないけど、近い学校であるところに行くというと、私は指導者として長い期間やってきましたけど、どうなんですかね。もう一点よろしいか、2ページの下に、津市内のということですが、津市内の公立の中学校、小学校が対象ですか。

田中参事 はい。そうです。

生川委員 そういことですか。私学は対象ではないですね。

田中参事 私学は対象でないです。

生川委員 本市の中学校に部活動としてない競技の中に、津市内の私学では

ある競技があるのですよね。

田中参事　　そうですね。それは、公立の子が、私立の方へ簡単には移れませんので、私立の場合は入試がありますので。あくまでも公立の学校でのことです。

生川委員　　小学校で、スポーツで優秀な成績を上げているのが、津市内の私学に皆行っているんですよね。そういう事実があります。ここに、小学生57名とありますが、中学校の私学に行った時点で対象外になるという解釈でよいですか。

田中参事　　はい。これは、公立の中学校に進学を希望しているお子さんの中での制度です。

蓮尾会長　　指定校変更の希望を出すときに、その近辺の学校の指導者についても、本人が判断して希望されないといけないということですよ。それが望めないときは、最初から私学に行くという選択ができればということですよ。

事務局　　本来、指定校変更基準等の区分1から12までの背景には、津市立学校の指定の変更に関する要綱があります。本来、公立の学校というのは、指定された学校に行くことが、大前提にあります。その中で、一番近い学校ということで整理させていただいたのは、保護者及び子どもたちの通学等で、遠ければ遠いほど負担になると思いますし、顧問の先生を選択するものでなく、大前提、公立の中学校は指定校に進学することになっていることから、このような整理となっております。

森委員
蓮尾会長
森委員　　よろしいですか。

蓮尾会長　　はい。

森委員　　今、小学生57名中、中学校に部活動がある競技として指定されているのは28名で、どの28名か、行く行かないは別として把握されているのですか。その内、指定校に部活動がない子の人数は把握されているのですか。

蓮尾会長
教育長　　シミュレーションはされているのでしょうか。

蓮尾会長　　57名の内、28名が中学校に部活動があるもので、29名はフェンシングとか空手とか、中学校に部活動がないということなんです。その28名の内、ほとんどの児童は、指定校に部活動があります。そして、部活動がないのは4名です。28名が対象ですが、指定校に部活動がないので、この制度ができたとしても、それを使って実際に指定校変更があるのは4名です。その4名の子どもたちが、希望するかどうかにつきましては、個人的なことになってくると思います。

森委員
蓮尾会長　　そういう意味では4名が対象ということですね。

蓮尾会長　　そこまで具体的に調べていただいていますので、個人の希望となりますが、可能性としてということですね。

森委員　　この4名の方には言ってあげるのですか。向こうから言うてくるのを待つのですか。

教育長 少なくとも該当する児童が、これを知らなかったために使えないということはあってはならないことですので、事前に名簿で該当者が分かることであることから、その子が希望しているかどうかは、小学校6年生の担任に確認させればできることですので、この制度を知らなかったということはないようにしたいと考えております。

蓮尾会長 はい、そういうことでよろしいでしょうか。事務局が、検討いただいた御提案についての、審議会としての意見をさせていただくということになりますが、いろいろ御質問いただいているほかに、御質問はいかがでしょうか。

前回に比べまして、レベルを広げていただいて、御検討いただいたと思いますが、さらに課題も出てきましたが、平成30年4月から実施となりますと、審議会としては、意見を出すということになると思いますので、いかがでしょうか。該当される方が、今の段階で4名ということですが、先ほどおっしゃっていただいたように、担任の先生から周知を行っていただくということで、後何か付け加えていただくことがあれば出していただきたいと思います。

沖中委員 お話を伺いまして、競技力の向上に繋がっていくか、津市のスポーツのレベルが上がっていくか考えてみますと、専門の指導者ということが一番にくると思います。隣の学校に行ったとしても、競技力が向上していくのかというと、そんなに大きな期待はできないものと思います。もし、本気で津市の公立中学校でやろうと思うのであれば、ある程度学校選択ができる位のことを提案して欲しいと思うところではありますが、津市として最低これであるという提案ですのでよろしいかと思いますが、一般的にみるとスポーツのレベルを上げて欲しいという思いはします。

教育長 競技力の向上ということにつきましても大切なことだと思いますが、チームみえジュニアというのは、そういうところを目指しているものでありますが、今回こちらの提案というのは、競技力の向上を目指すということよりは、少しでも子どもの切なる思いに応えるということで、この制度を使うということをお理解いただければと思います。今日の新聞にも、今、国の方で中学校の部活動についての活動を見直すことが各新聞に掲載されています。内容につきましては、中学校の教員は部活動によって超過勤務が多いということが問題になっておりまして、部活動の適切な休業日を設定するというガイドラインが、もうすぐ国の方でもできます。同時に、県の方でも最終的な案がまとまったということが新聞にも出ています。津市には、今でも一定の指針はありますが、今後、教員の適正な休業日の設定を考えていくということで、本来中学校の部活動というのは、自発的な自主的な活動と学習指導要領に書いてあるところでありまして、その中で、練習の工夫とかをして、競技力の向上に繋げていくというのが義務教育としての公立の中学校の在り方なのかということがありますので、そういうことも御理解いただければと思います。

蓮尾会長 先生方の働き改革に繋がってきますが、片方では競技力の向上、全体のことを考えるのか、その期待される児童の将来について、レベルを上げていただいたが、もう少し使いやすく望む学校に行かせて欲しいという御意見も出ていましたけれども。

岩鶴委員 チームみえジュニアですか。チームみえジュニアと今回の提案が一緒に出てくると誤解が生じるといいますか、チームみえジュニアと今回の提案はリンクしないと思います。させるべきではないと思いますね。そういうことですよ。チームみえジュニアの目的のために、弾力的な運用を図ろうとするものではないですよ。こういうことに対して、津市の行政として、このくらいのことはできるということですよ。

大田委員 岩鶴委員が言われたように、これは別ものです。この審議会は、通学区域のことであり、前はレベルが高すぎたと、このレベルを下げることによって、どれだけ支障がでるかということが論議であったことから、そういう意味で賛成します。競技力向上については、三重県がやることで、ここで議論することではないと思います。通学区域審議会のことだけで、まとめてもらえればと思うところで、前回は踏まえ教育委員会が、しっかり考えてもらったと思います。

蓮尾会長 このような意見をいただき、審議会の立場として、公立学校としての役割がありますので、この当たりで落ち着いていいのではないかと、チームみえジュニアという範囲内で対応を行うということで、御意見をいただきましたので、まとめさせていただいてよろしいでしょうか。

委員 はい。(各委員異議なし)

蓮尾会長 それでは、審議会として意見は、今のようなこの御提案の形で答申を行います。事務局としましては、運用までに関係機関と詰めていただいて、最終的には教育委員会の方で、決めていただくということでよろしく申し上げます。

田中参事 ありがとうございます。こちらから提案させていただいたことを、お認めいただいたということで、これに従いまして、今後手続きの方をさらに調整をして、平成30年4月から運用できるよう進めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

蓮尾会長 それでは以上をもちまして、平成29年第2回津市通学区域審議会を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

